

後期第9問

Aは○×県の人事部人事課長で、平成29年度の○×県の職員採用試験の試験委員であり、採用試験の施行およびその成績に関する文書作成等の職務に従事していたが、実際の試験施行業務と文書の作成は甲が行っていた。そして採用試験の少し前に甲は、日頃から世話になっている乙から、「息子Bが採用試験を受けるのでどうか合格するようによろしく頼む」との依頼を受けていた。しかし、実際の試験結果では、Bの成績は合格ラインに達していなかった。それを知った甲は、採用試験結果一覧表を作成する際、Bの成績欄に合格ラインを超える虚偽の点数を記載した。

甲は作成した採用試験結果一覧表をプリントアウトし、これをAのところに持参した。甲を信頼していたAは、甲が持ってきた一覧表の点数を成績原簿と照合することなく採用試験結果一覧表の作成者Aと印字された横に「A」と刻された印鑑を押した。そして出来上がった文書は、甲によって同県人事部人事課採用担当である数人の職員が有するそれぞれのファクシミリに送信され、同ファクシミリにより受信・印字された。

その後、Bは平成29年度の職員採用試験に合格し、正式に○×県人事部の職員となった。対して甲は、平成30年4月1日をもって同県建築部建築総務課課長補佐に任命されると同時に同県住宅供給公社に出向となり、同公社開発部の所属となっていたが、乙は甲に対し、Bの採用試験について便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼として現金50万円を供与し、甲はそれを受け取った。

本件における甲・乙の罪責を検討せよ。

参考判例

最高裁昭和32年10月4日第二小法廷判決

最高裁昭和58年3月25日第二小法廷決定